

国保のお知らせ

10月1日は

国保被保険者証の更新日です

国民健康保険被保険者証は、毎年1回、10月1日に更新を行っていきます。

新しい被保険者証は、簡易書留郵便にて郵送してきます。また、受領されていない世帯主の方は、郵便局または国保年金課国保年金係までお問い合わせください。

また、今までお使いになっていた古い被保険者証は、お近くの市役所または各支所窓

口まで返却してください。

被保険者証は9月10日現在で作成しましたので、その後、保険の異動など記載事項に変更が生じた場合には、国保年金課国保年金係または、各支所市民福祉課市民係に届け出てください。

届け出が遅れますと、国民健康保険税等の過払いまたは遡って賦課される場合があります。

～手続きに必要なもの～

- 保険の切り替えがあったとき
  - ・国保被保険者証(新しいもの)
  - ・社会保険等の新しい保険証(社会保険等に加入した方)
  - ・退職証明書(社会保険等を脱退した方)
  - ・印鑑
- ㊦被保険者証を更新するとき
  - ・今まで使っていた㊦被保険者証
  - ・在学証明書、印鑑
- ㊧被保険者証を更新するとき
  - ・今まで使っていた㊧被保険者証
  - ・在園証明書(施設入所の場合)、印鑑
- ㊨被保険者証を廃止するとき
  - ・国保被保険者証(新しいもの)
  - ・今まで使っていた㊦、㊧被保険者証
  - ・印鑑

保険証の有効期限について

被保険者証の有効期限は通常は翌年の9月30日ですが、年齢によって異なります。国保資格取得日の下に有効期限を表示しておりますが、詳しくは次の表のとおりです。

退職者証から一般証への切替	長寿医療制度への切替
昭和19年10月2日～昭和20年10月1日生まれ の退職被保険者証(藤色)の方	昭和9年10月2日～昭和10年10月1日生まれ の一般被保険者証(白色)の方
65歳になる誕生月の末日まで。1日生まれ の方は前月末日まで。有効期限日以降は 一般被保険者証へ切替となります。切替 方法は対象の方へ後日ご連絡します。	75歳になる誕生日の前日まで。有効期限 日以降は長寿医療制度への移行となりま す。75歳になる誕生日の前に長寿医療制 度の被保険者証を送付します。

㊦・㊧被保険者の方は

修学中、長期出張、施設入所などの理由により、家族の国保被保険者証とは別に個人の被保険者証を発行している被保険者の方も、10月1日に更新する必要があります。

また、今まで㊦被保険者証を持っていた方で、すでに卒業または就職された方、㊧被保険者証を持っていた方で長期出張や施設から帰ってきた方も届け出が必要です。

国保税は納期内に

納めましょう

お医者さんにかかっていないからといって、国保税を納めない人がいると、きちんと納めている人との公平を損なうだけでなく、国保の健全運営に支障をきたします。

国保税は納期内に納め、皆さんの国保がきちんと運営できるように協力ください。

納付期限から1年間納付がない場合には、国保被保険者証の返還を求め、代わりに短期被保険者証または資格証明書を発行することになりますので、早めにご相談ください。

特定健康診査を

受診しましょう!

40～74歳の方を対象にした特定健康診査の集団検診を実施中です。生活習慣病を予防し、将来健康な生活を送るためにぜひ受診しましょう。

期日・会場等の詳細は、広報7月号または対象世帯に送付した「平成21年度検診のお知らせ」をご覧ください。

※特定健診は集団検診会場だけでなく、市と契約した医療機関でも受診できます。

※特定健診の受診率が低いと後期高齢者保険制度への支援金が増額され、結果的に皆様の税負担が増えることとなります。

◎問い合わせ:

国保年金課国保年金係  
☎(55)5106

お詫びと訂正

7月下旬に送付しました「平成21年度検診のお知らせ」中、6ページの実施医療機関一覧に記載していませんのでご注意ください。訂正して、深くお詫び申し上げます。